

令和 5 年 監 査 公 表 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（社会福祉法人大野城市社会福祉協議会）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 5 年 3 月 28 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦
大野城市監査委員 田 中 健 一

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

①対象団体

社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会

②所管課

福祉サービス課

(2) 監査の範囲

令和3年度及び令和4年度（令和4年11月末日現在）における財政援助を行った助成金

(3) 監査の期間

令和4年12月15日（木）から令和5年3月28日（火）まで

- ・ 令和4年12月23日（金）財政援助団体監査に関する協議
- ・ 令和5年2月14日（火）事前協議
- ・ 令和5年2月15日（水）本監査
- ・ 令和5年3月28日（火）講評

(4) 監査の方法

監査の手法として、監査対象団体において、市の補助金が補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き監査した。

監査に当たっては、監査対象団体及び所管部署からあらかじめ関係書類の提出を求め、関係諸帳票の照合確認を行い、特に令和3年度に市が助成金を交付した事業について、大野城市補助金交付規則及び関係例規に基づいた事務手続きが適正に行われているかどうかを留意し、出納その他の事務について監査を実施するとともに、令和3年度決算及び令和4年度の予算執行状況と事業進捗状況についても意見聴取を行った。

【調査事項】

- ①令和4年度団体の概要及び分掌する事務・職員配置状況
- ②令和3年度市助成金実績・令和4年度交付申請
- ③令和3年度決算報告書
- ④令和4年度の事業実施概要
- ⑤令和4年度収入・支出予算の執行状況

2. 市からの助成金

(1) 助成根拠

- ・ 社会福祉法人大野城市社会福祉協議会の助成に関する規則
- ・ 大野城市補助金交付規則

(2) 助成金額

- ・ 令和3年度 助成金実績額 123,021,866 円
- ・ 令和4年度 助成金交付決定額 132,359,000 円

(3) 助成内容（令和3年度、令和4年度）

大野城市社会福祉協議会の人件費及び事業運営費

《内訳》

- ・ 職員の人件費及び退職積立金
- ・ 大野城市総合福祉センターの施設の管理に要する費用
- ・ ボランティアセンター運営費
- ・ 総合相談事業費
- ・ 福祉バス運行事業費
- ・ リフトカー運行事業費

3. 監査の結果

助成金の出納その他の事務の執行について監査した結果、交付目的に即した事業遂行が認められ、事業の公益性が高く、事業計画及び助成金の交付条件に従って実施され、事務処理についても概ね適正であると認められた。

また、全体として、大野城市社会福祉協議会における財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等についても、概ね適正であると認められた。

4. むすび

今回の監査に当たっては、大野城市社会福祉協議会職員及び所管部署職員の多大なる協力により円滑な監査が実施できた。

大野城市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体であり、本市の福祉のまちづくりの推進を図るものとして重要な役割を果たしている。

また、当該協議会は、令和4年度に法人化50周年の節目の年を迎えたことから、当該

協議会の今後益々の発展に向けて、これまでの長年にわたる実践で培われてきた専門的知識や経験を活かし、今後も、すべての市民が一人の人間として尊重され、安心して暮らすことができる地域福祉の推進に取り組んでいただくことを期待する。

なお、市の助成金の執行に当たっては、助成金の財源が貴重な市税等であり、公益上必要がある事業に交付されるものであることに留意し、引き続き適正な執行に努められたい。